

令和5年5月8日

保護者 様

伊勢市立有緝小学校
校長 宮村 昇

5類感染症への移行後の学校における対応について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日から「5類感染症」に移行されました。感染状況が落ち着いている平時においても、下記のように基本的な感染防止対策を行いながら、時々の感染状況に応じた対策を講じ、児童の学びの保障をしていきます。

記

1. 学校における基本的な感染症対策について

- (1) 家庭での児童の健康状態（発熱、咽頭痛、咳）の把握をお願いします。
（今後は、ロイロノートでの検温等の提出は必要ありません。）
 - (2) 学校では、引き続き適切な換気（可能な限り常時換気）に努めます。
 - (3) 学校では、引き続きこまめな手洗いや咳エチケットの指導を行います。
（引き続きハンカチ、ティッシュを持たせてください。マスクも1枚ランドセルに）
- ※ 学校教育活動では、マスクの着用を求めません。
 - ※ 学校給食の場面では、「黙食」は必要としません。
 - ※ 日常的な消毒作業（蛇口、スイッチなどよく触る場所の消毒）は行いません。
 - ※ 地域や学校で感染が流行している場合は、感染予防対策を一時的に講じます。

2. 濃厚接触者の取扱いについて

濃厚接触者としての特定は行われなくなります。

例えば（次の①、②）

- ①同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童
- ②学校において、感染症に感染した児童等と接触があった児童のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした児童

といった場合でも、感染が確認されていない児童については、直ちに出席停止の対象とはしません。

- ※ 児童が感染した場合にはこれまで同様、出席停止の措置となります。
- ※ 感染が不安で登校を控えたい場合は、学校までご相談ください。

3. 健康観察について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに自宅で休養するようにしてください。登校後に発熱等の症状が見られる場合には、これまで同様早退の措置を取りますので、迎えなどご協力をお願いいたします。